

## 沖縄県北部医療組合会計管理者の職務代理者を定める規則

令和5年4月1日規則第2号

沖縄県北部医療組合会計管理者の職務代理者を定める規則をここに公布する。

### 沖縄県北部医療組合会計管理者の職務代理者を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第3項に規定する場合における会計管理者の職務を代理する職員は、出納室長とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。